

平成28年熊本県熊本地方の地震による被災者の皆さまに対する 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の救援対策

(平成28年4月27日に一部内容を変更して掲載しております。)

平成28年熊本県熊本地方の地震による被災者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構では、災害救助法の適用を受けた地域の被災者の皆さまに対する救援対策として、郵便貯金・簡易生命保険に関する非常取扱いを実施します。
なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

1 災害救助法適用市町村

【熊本県】県内全45市町村

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ・熊本市 | ・玉名郡玉東町 | ・上益城郡甲佐町 |
| ・八代市 | ・玉名郡南関町 | ・上益城郡山都町 |
| ・人吉市 | ・玉名郡長洲町 | ・八代郡氷川町 |
| ・荒尾市 | ・玉名郡和水町 | ・葦北郡芦北町 |
| ・水俣市 | ・菊池郡大津町 | ・葦北郡津奈木町 |
| ・玉名市 | ・菊池郡菊陽町 | ・球磨郡錦町 |
| ・山鹿市 | ・阿蘇郡南小国町 | ・球磨郡多良木町 |
| ・菊池市 | ・阿蘇郡小国町 | ・球磨郡湯前町 |
| ・宇土市 | ・阿蘇郡産山村 | ・球磨郡水上村 |
| ・上天草市 | ・阿蘇郡高森町 | ・球磨郡相良村 |
| ・宇城市 | ・阿蘇郡西原村 | ・球磨郡五木村 |
| ・阿蘇市 | ・阿蘇郡南阿蘇村 | ・球磨郡山江村 |
| ・天草市 | ・上益城郡御船町 | ・球磨郡球磨村 |
| ・合志市 | ・上益城郡嘉島町 | ・球磨郡あさぎり町 |
| ・下益城郡美里町 | ・上益城郡益城町 | ・天草郡苓北町 |

2 取扱内容

(1) 郵便貯金

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金の以下の非常取扱い

- ア 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し
 - イ 民営化前に預入された定額郵便貯金を担保とした貸付け
 - ウ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し
- ※ おひとりさま20万円まで

(2) 簡易生命保険

簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の以下の非常取扱い

- ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

イ 保険金の非常即時払等

- (ア) 保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (イ) 基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払
- (ロ) 特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払
- (ハ) 普通貸付金の非常即時払
- (ニ) 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）の非常取扱い
- (ホ) 契約者配当金の非常即時払

3 取扱場所

(1) 郵便貯金の非常取扱い

株式会社ゆうちょ銀行の各営業所並びに日本郵便株式会社の郵便局及び簡易郵便局
※簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。

(2) 簡易生命保険の非常取扱い

株式会社かんぽ生命保険の各支店及び日本郵便株式会社の郵便局（簡易郵便局を除きます。）

4 取扱期間

(1) 郵便貯金の非常取扱い

平成28年4月15日（金）から当面の間

(2) 簡易生命保険の非常取扱い

平成28年4月15日（金）から当面の間

なお、保険料の払込猶予期間は、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

5 お客さまのお問い合わせ先

(1) 郵便貯金

ゆうちょコールセンター 0120-108420

受付時間 平日 8:30~21:00

土・日・休日、12月31日~1月3日 9:00~17:00

(2) 簡易生命保険

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00~21:00

土・日・休日 9:00~17:00（1/1~1/3を除きます。）

- ゆうちょコールセンター、かんぽコールセンターともに、携帯電話、PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。

（IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。）